

# 地域交通ネットワークに関する提言

平成30年11月

自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク



急速な人口減少が進む地方の交通事業は、利用者の減少が路線の縮小や値上げを招き、利用者がさらに減少するという負のスパイラルに陥っている。さらに、担い手不足も顕在化するなど、厳しい経営環境にさらされている。

もはや地方公共団体や交通事業者の努力だけで地域交通ネットワークを維持・確保することは困難であり、国と地方が連携して対策を講じることが不可欠である。

また、国内外から地方へ新たな人の流れを生み出すために、空港の活性化をはじめとする交通基盤の強化にも取り組んでいく必要がある。

このため、地域交通ネットワークの維持・確保、充実に向けて、国が地方自治体や交通事業者と一体となって取り組むよう、以下のとおり提言する。

平成30年11月9日

#### 自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク

青森県知事	三 村	申 吾
山形県知事	吉 村	美栄子
石川県知事	谷 本	正 憲
福井県知事	西 川	一 誠
山梨県知事	後 藤	齋
長野県知事	阿 部	守 一
三重県知事	鈴 木	英 敬
滋賀県知事	三日月	大 造
奈良県知事	荒 井	正 吾
鳥取県知事	平 井	伸 治
島根県知事	溝 口	善兵衛
高知県知事	尾 崎	正 直
宮崎県知事	河 野	俊 嗣
鹿児島県知事	三反園	訓

### (1) 地域交通ネットワークの維持・確保のための財源の総額確保

鉄道、バス、航路・空路などの地域交通ネットワークは、医療・福祉・商業等の生活機能の維持に加え、交流人口の拡大など地域経済にも広く便益が及ぶ不可欠な社会インフラであることから、必要な予算の総額を確保すること。

### (2) 地方の実情を踏まえた制度設計

急速な人口減少が進む地方と人口が集中する都市では交通事業者を取り巻く環境が大きく異なるため、全国一律となっている補助要件や規制基準を改め、地方の実情を踏まえた制度設計や地方への優先的な財政支援が必要である。

- ① 中山間地域における近隣都市や本土までの交通手段を確保するため、生活に欠かせない路線を対象に補助基準を緩和するなど路線維持を図ること。
- ② 交通事業者の経営改善に資する貨客混載の実用化に対して、必要な財政支援を行うこと。
- ③ 交通事業者が大規模なダイヤ改正等を実施する場合には、関係自治体との事前協議など丁寧な対応を行うよう交通事業者に対して指導および助言をすること。
- ④ 鉄道事業者の届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について検証し、地方の実情に配慮した措置を講じること。
- ⑤ 大空港がある都道府県の事業者には有利な規制となっている貸切バス事業について、発着地が営業区域外であっても、主な利用の目的地が営業区域内であれば運行を認めること。

### (3) 地域交通の利便性向上

誰もが利用しやすい地域交通を整備するため、交通系 I C カードの導入や異なる事業者間のシステムの共通化、鉄道トンネル内等での携帯電話等の接続環境の向上、バスロケーションシステムの整備などに対して、必要な財政支援を行うこと。

### (4) 観光と連携した地域交通の活性化

点在する観光地をつなぎ、旅行者が各地を快適に観光するため、観光アプリ等と連携した運行経路検索システムの構築や案内表示の多言語化などに対して、必要な財政支援を行うこと。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会など、今後のインバウンドなどの交流人口の拡大に向けて、地方空港の機能拡充をはじめとする交通基盤の強化に対する財政支援や羽田発着枠の優先配分などの支援措置を充実すること。

## **(5) 交通弱者の移動手段の確保**

高齢者、障がい者など交通弱者の移動手段を確保するため、コミュニティバス運行やバリアフリー化、移動手段が限られた地域におけるタクシー利用補助に対して、必要な財政支援を行うこと。

地域の実情に応じて、福祉タクシーや乗合タクシー、自家用有償旅客運送やボランティア輸送なども活用した多様な交通サービスを展開できるよう、必要な財政支援および柔軟な制度整備を行うこと。

## **(6) 新技術開発、新しいサービス導入**

運転手不足や輸送人員の減少に直面する中、高齢者などの交通弱者の移動手段として期待される自動走行や誰にでも優しいユニバーサルデザインタクシーの導入など、地域交通を維持するための新技術開発や新サービス導入に対して、必要な財政支援を行うこと。

## **(7) 並行在来線の維持**

整備新幹線の開業に伴いJRから経営分離された並行在来線は、地域住民の日常生活に欠かせない社会インフラであるとともに、物流を支える貨物鉄道網の一部であることから、初期投資および老朽化した車両・施設等の更新など開業後の設備投資に係る地方負担に対する地方交付税措置のかさ上げや運営費等に対する財政支援を行うこと。

貨物調整金制度の見直しと継続的な財源確保など、維持・存続に向けた新たな支援スキームを構築すること。

## **(8) 雪害対策の強化**

豪雪地帯を運行する地域鉄道事業者に対して、除雪車両の導入、消雪設備の設置等、雪害対策のための設備強化について補助率のかさ上げを行うこと。

地域鉄道事業者の施設整備に対する地方自治体の財政支援について、豪雪地帯における特別交付税措置率のかさ上げを行うこと。